

就職・卒業
引越し

ご家族の状況に変わりはございませんか？

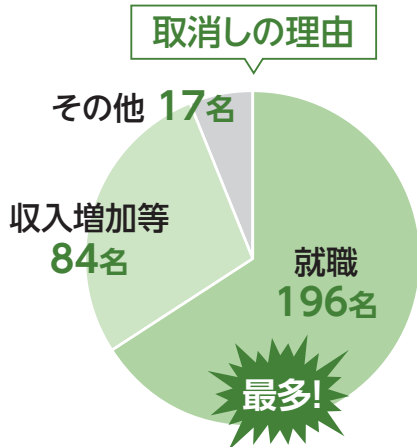
春は、卒業や就職など、異動の多い季節です。

ご家族が就職し、勤務先から保険証が発行されている場合は扶養取消しの届出が必要です。昨年の被扶養者状況確認では、就職による扶養取消しの届出漏れがある方が、約190名おられました。(下記参照)
令和3年10月以降、医療機関で健康保険の資格情報をオンラインで確認できる仕組みが始まっています。健保組合への届出が遅れると、データが正しく登録されず、資格情報の確認の際に支障が生じる可能性があります。

ご家族が
就職したら、
速やかに会社へ
申し出ましょう！



令和3年度 被扶養者状況確認結果



健康保険施行規則第50条により、当組合では毎年、すでに被扶養者として認定を受けられた方が、引き続き認定条件を満たしているかの確認を行っております。就職以外にも下記の場合には扶養取消しとなりますので、ご確認ください。

- ◆収入増加※1 ◆死亡、結婚、離婚
- ◆失業給付受給※2 など

※1. 60歳未満の方は、年収130万円(月収108,333円)以上
60歳以上または障害年金受給者は、年収180万円
(月収150,000円)以上

※2. 日額3,612円以上

当組合からのお知らせ

事業所編入

事業所名	所在地	編入日
MOBILOTS株式会社	東京都新宿区	令和4年1月1日
トヨタホーム東海株式会社	静岡県浜松市	令和4年4月1日

事業所脱退

事業所名	脱退日
トヨタ西東京カローラ株式会社	令和4年4月1日
トヨタホームちば株式会社	
大阪トヨタ商事株式会社	

組合会議員の就任

事業所名	氏名	交代日	敬称略
トヨフジ海運株式会社	大庭 智宏	令和4年1月1日	

令和4年度任意継続被保険者 標準報酬月額の上限度

適用日：令和4年4月1日

任意継続被保険者の保険料は、退職時の標準報酬月額と、当組合被保険者全員の前年の9月30日時点の平均標準報酬月額とのいずれか低い方に保険料率をかけて算出します。
令和4年度に使用する平均標準報酬月額について、下記の通りお知らせいたします。

令和4年度(令和3年9月30日時点の平均)

360,000円(25等級)

※従前より変更なし